

令和3年12月3日

土木部道路課

江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の改正概要について

1 改正理由

道路占用料は、固定資産税評価額を算定の基礎として条例で定めている。現行の道路占用料は、平成30年の固定資産税評価額の評価替えを受け、平成31年4月に施行されたものであるが、今回、令和3年に、3年に1度の固定資産税評価額の評価替えが行われた。

この評価替えを受け、前回同様、道路占用料の見直し改正作業を23区で行った結果、道路占用料が算出されたので、『江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例』の一部を改正するものである。

2 改正概要

定額物件の改定単価を、現行条例額の1.2倍の額と新道路価格から積算した額とを比較し、低い方の額を改正案の額とする。

3 施行期日（予定）

令和4年4月1日

4 改正時期

令和4年第一回区議会定例会に提案予定